

第9回裁判員等経験者との意見交換会議事録

岐阜地方裁判所

平成27年2月から3月にかけて審理等を行った2件の裁判員裁判（下記4）を素材に、「否認事件における審理の分かりやすさ」を主なテーマとして裁判員等経験者との意見交換会を行ったところ、その概要は、以下のとおり。

1 日時

平成27年10月7日(水)午後2時04分から午後3時45分まで

2 場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 伊藤 納（岐阜地方裁判所長）

裁判官 山下博司（岐阜地方裁判所判事）

検察官 後藤圭介（岐阜地方検察庁検事）

検察官 浮田信治（岐阜地方検察庁副検事）

弁護士 南 圭一（岐阜県弁護士会所属弁護士）

弁護士 村井宏彰（岐阜県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～5番（5人）

4 裁判員経験者の担当した事件の概要

(1) 裁判員経験者1番及び2番の担当事件（以下、「第1事件」という。）

ア 審理，評議あわせて8日の日程で行われた強盗致傷等被告事件。

イ 被告人が，共犯者と共謀の上，㊦ 身体障害者に対して暴行，脅迫を加えて財布等を強取し，その際，被害者に傷害を負わせた強盗致傷と，

㊧ 知的障害者に対して傷害を負わせ，財布を強取した強盗として起訴された事案。（その他，知的障害者に対する暴行，窃盗事件や侵入盗事

件もある。)

ウ 争点は、㊸事件より後に敢行された㊹事件において、被告人と共犯者との間で強盗の共謀があったか否かという点。

エ 検察官は、被告人と共犯者との間で強盗の共謀があったと主張するのに対し、弁護人は、被告人は当初から被害者に対して暴行を加えて金品を奪うつもりはなく、共犯者との間で強盗を一緒にやるという意思を通じ合っていなかったから強盗の共謀はないとして、共犯者との共謀による強盗致傷罪は成立せず、被告人単独での強盗罪にとどまる旨主張していた。

オ 証拠調べでは、共犯者の証人尋問を行ったほか、被告人質問を行った。

カ 判決では、共謀は認められず、被告人単独の強盗、傷害が認定された。

(2) 裁判員経験者3番ないし5番の担当事件（以下、「第2事件」という。）

ア 審理、評議あわせて9日の日程で行われた強制わいせつ致傷等被告事件。

イ 被告人が、㊺ 夜間歩行中の被害者に対し、頬にキスをして強制わいせつ行為をするとともに、被害者を転倒させた際に傷害を負わせた強制わいせつ致傷と、㊻ 夜間自転車に乗って通行中の被害者に対し、その身体を手で押して自転車もろとも転倒させた上、唇にキスをし、その口元をなめ回すなどした強制わいせつの事案。（その他、公然わいせつ事件2件もある。）

ウ 争点は、㊺、㊻の犯行態様であり、それぞれ犯罪の成立は争われなかったものの、特に㊻では、被告人が自転車に乗った被害者を手で押して転倒させたかどうか、唇にキスをし、その口元をなめ回したかが問題となった。弁護人は、そのような事実はなかったと主張。

エ 証拠調べでは、㊻の被害者の証人尋問を行ったほか、被告人質問を行

った。なお、㊦の被害者は供述調書（抄本）の朗読の方法によった。

5 議事内容

〔冒頭挨拶〕

（伊藤所長）本日は、お忙しいところ、大勢お集まりいただきありがとうございます。岐阜地方裁判所長の伊藤でございます。

さて、裁判員制度が始まりましてから本年5月21日で丸6年となりました。これまでに行われた裁判員裁判の数が全国で約8000件、裁判員または補充裁判員に選任された方の数は合計で約6万1000人を数えるところとなりました。岐原地裁での裁判員裁判の件数も、120件を数えるところとなり、その間に、約900人の一般市民の方々に、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただきました。こうして多くの一般市民の方に強い責任感をもって熱心に御参加いただいたことにも支えられ、裁判員制度は、概ね順調に運用されており、裁判所として、国民の期待に応えることができていることに感謝するとともに、皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

さて、本日は、裁判員裁判の運用をより良いものとするべく、裁判員及び補充裁判員の経験者の方から率直な意見をお伺いしようと企画しました。特に事実争いのある事件について、検察官、弁護人の主張が分かりやすいものとなっているか、争点を的確に判断する上で望まれる分かりやすい証拠調べの在り方等についてお聞きしたいと思っています。併せて皆様の声を国民の方々にお伝えし、今後、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消したいと考えております。皆様から忌憚のない御意見、御感想をお聴かせいただければ幸いです。

本日の意見交換会が実りの多いものとなることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

〔法曹三者出席者・自己紹介〕

（司会）本日は、裁判員裁判を御経験いただいた裁判員経験者合計5名の方々

に加え、法曹側からも同事件を担当した方々に出席いただいておりますので、意見交換を始めるに先立ち、一言ずつ簡単に自己紹介を頂きたいと思っております。

(山下裁判官) 第1事件と第2事件の裁判長を務めました岐阜地方裁判所刑事部裁判官の山下博司と申します。本日は、私の担当した事件について裁判員の方にお集まりいただきありがとうございます。裁判長として主宰させていただいたので、本当に分かりやすいものであったかどうか忌憚のない意見をお聴かせいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(南弁護士) 弁護士の南と申します。私は第1事件を担当しました。貴重な時間を頂いて、今後の弁護活動に反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(村井弁護士) 弁護士の村井でございます。私は第2事件を担当しました。裁判官、検察官に比べて弁護士の方が担当できる刑事事件が少ないので、このような機会は、より貴重なものだと考えています。忌憚のない意見を頂いて今後のために勉強させていただきたいと強く思っておりますので、よろしくお願い致します。

(後藤検察官) 第1事件と第2事件を担当しました岐阜地方検察庁検事の後藤圭介です。こういう貴重な機会ですので、様々な御意見をお聴かせいただいて、今後の立証活動の参考にさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(浮田検察官) 第1事件を担当させていただいた岐阜地方検察庁副検事の浮田と申します。本日は率直な意見をお伺いして、今後、より分かりやすい立証に役立てたいと思っております。よろしくお願い致します。

第1 全般的な感想

(司会) 御担当された1番の方から順番に全般的な御感想をお願いしてもよろ

しいでしょうか。

- (1 番) 正直，仕事も内容もいろいろと大変でした。普段やらないことを頭を使ってやってみて，終わってみたら充実していたので，結構良い経験だったと思います。
- (2 番) 最初選任されたときは，私では無理だろうというくらい裁判のこととか何の知識もなく，ニュースを見ていても何を言っているんだらうというレベルでしたが，証人の方の話を聞いて泣いてしまったり，一生懸命考えたりしているうちに，最終的には今日で終わりという日は寂しいなと思えるくらいでした。こういう仕事を毎日されている方はすごいなという気持ちで最後は終わることができたので，やって良かったと思いました。
- (3 番) 最高裁判所から通知が来たときは，とても驚いて，その段階では，選ばれるかどうか分からないのですが，選任手続まで裁判員経験者の方の本を読んだり，最高裁判所から送られてきたDVDを見たりしました。そのDVDはとても役に立ち，そこまで驚かないで臨めました。実際に自分が選ばれたときは，準備はしてきたのですが，とても緊張しました。とても長い審理と評議だったので，体力的に疲れましたが，裁判官の方から手厚いお気遣いもあり，日を重ねるごとにそんなに疲れも残らなくなりました。家に持ち帰らず，その場だけで考えて後は忘れていいよと言われたことは気分的に楽でした。やりたくてもやれることではないので，とてもいい時間が過ごせたと思いました。
- (4 番) 私も同じようにとても貴重な経験をさせていただいたと思います。裁判というものに多少なりとも興味がありましたが，疑問がとても多くありました。そういった疑問についても裁判官に教えていただく機会があり，裁判というものが，より身近に感じる経験をさせていただきました。裁判員裁判という制度は全ての国が採用しているわけではないですが，

一般市民の声を入れることができる制度として、とてもすばらしい制度だと感じています。裁判官の方が取り組みやすい雰囲気を作って下さったので、とても感謝しています。

(5番) 日程は9日間でしたが、私にとっては適切な日にちでした。裁判員になることに関して以前から関心がありましたし、私の本来からの性格で何か珍しいことや新しいことをやってみたいといつも思っていたので、選ばれたときは、きたきたという感じでした。今回の経験を基に、また次回も裁判員が当たることを願っています。

第2 当事者の主張等のわかりやすさ①－冒頭陳述等

(司会) 裁判の順番に従って、始めから進めていきたいと思しますので、できるだけ思い出して、感想を述べていただければと思います。順番からいくと冒頭陳述、検察官からの説明と弁護人からの説明ですが、この段階ではどうだったでしょうか。第1事件、第2事件とも、事実は複数ありましたが、何が問題になっているかを、最初の段階で御理解いただけただけでしょうか。

(1番) 事件が4件あり、冒頭陳述を聞いている間、そして最初の一、二日は、どの事件の説明であるかが理解できず、判別するのが大変でした。検察官が用意された資料は、要点だけがまとめてあり、分かりやすいものでした。

(2番) 検察官のメモは、表にまとめられており、それを見ながら説明を受けたため、分かりやすいものでした。

(3番) 検察官や弁護人から、冒頭陳述メモが提出されることは知りませんでした。記載内容については、とても見やすいものでした。また、争点が大きな見出しになっており、分かりやすかったと思います。検察官が朗読する際、その声が小さいため、聞き取れない箇所がありました。全体的には、メモに従って手続が進んでいたため、とても良かったと思いま

す。

(4番) 検察官と弁護人が作成したメモには、争点が記載してあったため、手続の当初から、戸惑うことはありませんでした。

(5番) 冒頭陳述メモは、時系列でまとめてあり、分かりやすいものでした。

被告人が何度も犯行をしていたことに驚くとともに、まとめ方の素晴らしさに感心しました。

(司会) 検察官のメモが役立ったということでしたが、第1事件の争点についてはいかがでしょうか。第1事件では、強盗という言葉や強盗の共謀といった言葉が出てきましたが、裁判員として何を考えれば良いかを、当初から理解できたかという点に絞るといかがでしょうか。強盗の成立や、強盗の共謀について、最初から御理解いただけたでしょうか。

(1番) 同じような事件ばかりなので、事件ごとの違いが理解できませんでした。

(司会) どの事件について説明されているかを理解するのが、大変であったということですか。

(1番) 事件ごとであれば分かりますが、その日はどの事件を審理しているかが、理解できておりませんでした。

(2番) 共犯の問題が、審理の最後になって影響を及ぼすことが、理解できていませんでした。争点という言葉も、聞き慣れない言葉でした。共犯の問題が大きなポイントであることは、最後になって分かりました。最初からそのつもりで聞いていたら、メモの取り方も変わっていたのではないかと思います。共犯の問題があることを念頭に置きながら、話を聞いていれば良かったと思いました。

(司会) 当初は理解できていなかったものの、だんだんと理解でき、最後になって重要性が分かったとのことですが、弁護人の冒頭陳述についてはいかがでしょうか。弁護人の冒頭陳述における主張が、検察官の主張と異

なることについて、理解はされていきましたか。

(2番) そのような意識で聞いてはいませんでした。弁護人は、被告人を守る側であり、弁護する意見を述べているとだけ思っていただけで、当初は争点にポイントを置いた主張をしていることが、理解できていませんでした。

(司会) 第1事件の弁護人は、何かコメントはありますか。

(南弁護士) お伺いしたいのは、被告人は、当初から共謀して金を取るつもりはなく、途中からそのような意思を持ったと主張していますが、事実関係は御理解いただいておりますか。

(1番) 後になって分かったことで、当初は理解できませんでした。

(南弁護士) 弁護人がその点を指摘した理由が、理解できなかったということですか。

(1番, 2番) (うなずく)

(南弁護士) 法律的には、最初から示し合わせて金を奪えば、強盗致傷が成立しますが、今回は途中からということで、強盗致傷は成立しないと主張したわけです。どういう場合に共犯が成立するかにつき、法律的なメカニズムの難しさを知ったということでしょうか。

(1番, 2番) (うなずく)

(南弁護士) 共犯の概念について、事前にレクチャーした方が良かったと思います。

(司会) 最初から、金を取ろうと示し合わせていた場合と、後になって被告人だけがそういう意思を持った場合で、罪名が異なることは理解していなかったということですか。

(1番, 2番) (うなずく)

(司会) 法廷でのやり取りで、後からと主張すれば軽くなることは漠然と分かっていても、犯罪の成否に影響することまでは理解していなかったということですか。

(1 番, 2 番) (うなずく)

第 3 証拠調べの分かりやすさ

(司会) 次に, 証拠調べの分かりやすさについて御意見, 御感想をお聴きしたいと思います。証拠調べには, 証拠書類の取り調べ, 証人尋問や被告人質問などがありますが, まず全体としての御感想を個別にお聴きしたいと思います。

(1 番) 地図一つとっても, 文章だと分かりにくいところがありますが, ここで犯行があつて, あそこで犯行があつて, こういうふうを追つて行つたというのを見せてもらつて, 分かりやすかつたと思います。

(2 番) 私は証拠調べのところが一番感情や気持ちが入りました。直接被告人や被害者, その周りの家族のことが, 自分の目で見て聞けたので分かりやすかつたですし, 大事なところだと思ひました。

(3 番) いくつかの物的証拠や新たな証拠が出たり, 鑑定もありました。鑑定結果の中には, 人体組織片やDNAなどが出てきて分かりにくかつたです。被告人に直接話を聞けたので, 人という証拠はとても重要だと思ひました。それに対して, 裁判官から質問があつたらどんどん質問していいと言われたので, 自分の聞きたいことを聞くことが出来ましたし, 休憩中も何を聞くのかまとめて臨むことが出来ました。

(山下裁判官) 少し補足しますが, 被害者の手袋から採取されたDNAが被告人のDNAと矛盾しないということ自体は分かりましたか。

(3 番) 被告人のDNAと矛盾しないということが, すなわち被告人のDNAであるという言葉の言い回しなどで分かりにくいところがありましたが, 最終的に裁判官から説明していただいたので分かりました。

(司会) 最終的には, 議論したり, 説明を聞いたりして分かることがあつたと思いますが, 証拠調べの在り方ということで考えると, 今の御指摘というのは, その場では, なかなか分かりにくかつたということですね。

(3番) (うなずく)

(4番) 証人の医師の話は専門用語が多くて分かりにくかったです。後から評議室で話を聞いて分かりました。それぞれの説明は分かりやすかったです。後で振り返ってみると、実際にどこに誰が立っていて、どう動いたかということに矛盾が生じていて、そういうところをスローモーション的に動画のようなものがあれば、不自然なことが分かったかもしれません。ブロック塀との距離とか動画があれば良かったと思いました。

(山下裁判官) 第2事件で、被告人が自転車に乗っていた被害者を押して転倒させたのかというところが問題になっていて、その横にブロック塀がありましたので、そのブロック塀にぶつかるのかぶつからないのかという点が問題となり、判断を示したのですが、そのときにもっと分かりやすいものが出来ないのかという御指摘だと思います。

(5番) 証拠調べの中でマフラーが出てきました。そのマフラーも被告人が口元をなめ回したとか、そのなめ回しているときにマフラーが邪魔になって目的を達せられなかったと言いながら、マフラーがべちよべちよになったという表現をされたんですが、よく分かりませんでした。自転車に乗っている人を押し倒したとか、犯行時間が1分を切るところも分かりませんでした。専門医の診断において、専門医の言われた内容は分かりませんが、結果的に裁判員の判断の足しになるものではなかったと思います。専門医の選び方も疑問があります。

(山下裁判官) 補足して説明させていただきますと、犯行態様については先ほどの4番の方と同じように、被告人の犯行態様が分かりづらかったということと、被告人の供述と被害者の供述をどのように解釈すれば良いのかというところが難しかったという点だと思います。精神科医については、弁護人の方から被告人の精神医学的な異常が犯行の背景に関係していた可能性があるという主張がありまして、弁護人の請求した専門家の

医師を尋問したのですが、専門用語が多くて分かりにくかったというところだと思います。判決についても、そのような異常があったとしても本件犯行に及ぼした影響は限定的なものにとどまるということで量刑上大きく考慮すべき事情とは言えないという判決結果になりましたので、その点で裁判員の役に立たなかったという御意見かと思います。

(司会) 第2事件については、大分具体的な指摘がありました。4番、5番さんが言われたような動きや位置関係についての証言などが分かりやすい形で行われたかどうかを振り返ってみて、証人尋問で分かったかどうかというところをお聴きしたいと思います。

(3番) やはり、言葉というか動きや動作、今回争点となっていました被告人が被害者を押して倒したのか、抱え込んだのかというところを、動画というか、押したらどういう動きになるのかをコンピューターで解析できたり、映像で解析できたりできれば良かったと思います。

(司会) 法廷で分かりやすい証拠調べができたかどうか、もっとこのような工夫があっても良かったということについて、検察官、弁護人から何かありますか。

(村井弁護士) 映像的なものがあれば、我々が言いたいことがこういうことだということを皆さんにお見せできたと思います。しかし、法律の壁があって、証拠として採用されるためには幾つかの手续があります。まず第2事件の被告人はずっと捕まっています。本人自身が再現することが出来ません。弁護人同士で再現しようとしても現場に行くことはできても本人がいないので再現性が低くなってしまいます。本件では、再現する者が怪我をしたりして危ないということもあってそのような再現はしていません。仮に再現して映像が撮れたとしても今の法制度を前提とすると、なかなか証拠として採用されないのではないかという限界もあります。なるべく分かりやすくするために工夫はしたつもりですが、言葉で動作

を表現するというのは、今回採った方法が、ある意味限界なのではないかという気がしています。

(司会) 感想としては、そのような補助材料みたいなものがあればもっと分かりやすかったというところをお聴きしました。第1事件に戻りますが、証人尋問や被告人質問の段階で、争点との関係で、この人からはこういうことを聞かないといけないというところが分かって聞けたかどうか、証人尋問や被告人質問のときにどのように聞かれましたか。

(2番) 正直なところ、何もメモを取らずに聞いたので、後になって後悔しました。証人や被告人に聞いたら今日しかないと前もって言ってもらえれば良かったと思います。

(1番) 聞きたいことは裁判官を通じて聞けたと思います。被告人の声が小さすぎて聞き取れなかったところがあります。

(司会) 第1事件では争点があまり分からないままだったかもしれないというのがあったということでしたが、当事者として、証人尋問のときにここを聞いてくださいという工夫はありましたか。

(浮田検察官) まず共犯の少年の証人尋問について、冒頭陳述以降、今回の争点、共謀でどこに問題があって、どういうところを注意して聞かなければいけないというところを御理解していただく工夫が足りなかった点があったということなので、質問の際にもう一度こういうところをよく聞いてくださいというアナウンスというか何か工夫をすれば、メモを取るべきところが取れなかったとか、よく理解出来なかったというところが防げたのかなと反省材料だと思っています。

(南弁護士) 争っている事件なので、何の目的で聞いているのか、なぜこの質問をしているのかというのを、本当は事前に分かっていたうえで質問していただいた方が、分かりやすいとは思いますが、戦略も尋問ではありますので、この質問は後でこのつながりをもってこういう効果でという

ふうに組み立ててやっているところがありますので、なかなかそのところが全部が全部理解していただいて尋問するというのも難しいところがあるかと思います。

(司会) 裁判員経験者としての御指摘ありがとうございます。

(裁判員等経験者 2 番退席)

第 4 当事者の主張等のわかりやすさ②－論告，弁論

(司会) 論告弁論において、当事者の主張が分かりやすかったかについて、御意見を伺います。検察官と弁護人が対立する点について、論告弁論をお聞きになって理解することができましたか。

(5 番) 私が担当した事件の被告人について、今でも折りに触れて考えることがあります。被告人が法廷で、自分の言葉で語る時間がある時間もあって良かったと思います。そのためには、弁護士による、相手の言葉を引き出す言葉かけが必要だと思います。本件は性犯罪でしたが、犯行に至るまでには、様々な事情が積み重なっていると思います。

しかも、本件の犯行は一、二度ではなく、繰り返しなされていることから、もっと被告人の本当の気持ちを聞きたいと思いました。弁護士は職務にあたる中で、本心を語らせる言葉のかけ方について、技術が必要と考えます。

(司会) 被告人に対する関係について、被告人への叱咤激励ということだと思いますが、テーマを絞って、論告弁論についての御意見をお伺いします。論告弁論は、分かりやすかったですでしょうか。

(5 番) 書面の内容は概ね理解できましたが、納得はできませんでした。

(4 番) 最後の段階になってきて、争点はかなりはっきりしました。ただ、刑については、保護観察の話が出ましたが、どういう制度であるかはっきりしないところがありました。単なる執行猶予より重いか否かが、よく分かりませんでした。

(司会) 弁護人が弁論において、保護観察付きの刑がふさわしいと主張していましたが、中身の説明が少し足りなかったということですか。

(4番) はい。

(3番) 論告弁論は、とても分かりやすいものでした。弁護人がゼスチャーを入れて説明するなど、とても聞きやすいものでした。検察官の説明を聞いていると、正にそのとおりと納得できました。検察官の求刑や、弁護士が主張する刑については、印象の問題とは思いますが、論告弁論の内容を話した後に述べた方が良かったのではないかと思います。4番の方が仰ったとおり、保護観察付き猶予刑と、単なる猶予刑との相違が分かりにくいと思いました。その違いについては、後で裁判官から教えていただきましたが、弁論前に分かっていたらと思いました。

(司会) 第1事件ではいかがですか。

(1番) 冒頭陳述では、いまいち分からなかったことが、論告弁論の頃になると、何を評議すべきかが分かりやすかったと思います。

(司会) 共謀の有無をどう判断すれば良いかということが、最後の段階でお分かりになっていましたか。

(1番) その頃には、分かっていました。

(司会) 論告弁論が終わり、評議に入ることになりましたが、評議する前にある程度意見を持って臨まれたか、あるいは、評議を聴いてから考えようということであったかをお伺いしたいと思います。

(3番) 右から聞けることと左から聞けることがあり、どちらの主張も正しいと思いました。争点について、自分の強い意見は特にありませんでした。

(司会) 評議の中で考えようということですか。4番の方はいかがですか。

(4番) 3番の方が仰ったように、双方の主張のつじつまが合うため、とても難しく感じました。

(5番) 事件の概要を見たとき、審理に入る前は、本件が罪になることなのか、

本件で審理する内容がそれほどあるのかと考えました。皆さんと討議したり，専門家に分かりやすく司会進行していただき，審理を進める過程で，社会のルール重大さに気付きました。そのような専門家の司会進行がなければ，審理はできなかったと思います。審理に加わる前と後とは，ものごとの捉え方が自分なりに変わりました。

(司会) 皆さんの話を聞くことで，徐々に理解し，最終的には御自分の考えを持つことができたということですね。第1事件については，いかがですか。共謀の点については，評議前から御自分の考えをお持ちでしたか。

(1番) 共謀については難しかったので，人の意見を聴いてから，参考にしようと思いました。

第5 これから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(1番) やってみて悪いということはありません。その後，新聞やニュースの見方も変わるし，犯罪の罪名で裁判員裁判が始まるということが分かって楽しくなってくるので，是非参加して，自分の意見を言ってほしいと思います。

(3番) 裁判員に選ばれると，裁判や司法に興味を持つてくると思います。裁判官の方もとても良くサポートしてくれますし，お願いしてできることではないので，選ばれた方は，胸を張って務めを果たしてほしいと思います。

(4番) 裁判員制度はとても素晴らしい制度だと思うので，選ばれた方は積極的に参加して，ためらわずに自分の意見を言ってほしいと思います。実際，評議の際に，私の考えていなかった別の考え方が出てきたりしてすごくためになりました。また，実際に経験して，裁判官が評議しやすい雰囲気を作ってくださり，雰囲気はとても良かったので，是非，積極的に参加してほしいと思います。

(5番) 担当した第2事件では裁判員の年代層が離れており，被告人と同年代

の裁判員の方もいました。私は今まで、若い方のものの見方はあまり期待しておらず、年の功とっていた面がありましたが、被告人と同年代の裁判員の方が、本件の事件や育ちのことを自分の体験を通して話をされ、それをじっくり聞くことができたので、若い年代のものの考え方が分かりました。裁判員の経験は、自分の人生の中でとても刺激的で有効であったと思っていますので、機会があれば、是非、もう一度参加したいと思いました。

(山下裁判官) 本日、皆様の御意見を頂きまして、やはり、争点のある事件は難しいと改めて実感したところです。お褒めいただいた部分もありましたが、難しかったという部分もありましたので、裁判所として、本日いただいた御意見を今後役に立てていきたいと思えます。ありがとうございました。

(後藤検察官) 本日は、本当に貴重な御意見をありがとうございました。本日、皆さんの意見を頂く前から、本件はこうしておいたら良かったと考えていた部分は何点かありましたが、正にそのような話を本日頂くことができましたので、今後、裁判について、本日の意見を参考にして改良していきたいと思えます。

(浮田検察官) 本日は、お忙しいところありがとうございました。貴重な御意見を多く頂きました。今後、反省、改善すべき点が幾つか分かってきました。今後、本日の御意見を参考にして、より良い裁判の立証活動等に役に立てていきたいと思えます。

(南弁護士) 本日は、ありがとうございました。最後に被告人の生の声を伝えるのは弁護人の役目であるという御指摘を頂きまして、その通りであると感銘を受けました。初心に帰って今後活動していきたいと思えます。

(村井弁護士) ありがとうございました。短い時間でしたが、貴重な御指摘、御示唆を頂きありがとうございました。今後、それらを必ず生かして、

弁護人のみならず全ての刑事裁判に関わる人が、良い裁判を実現できるように今後とも頑張っていきたいと思います。

(司会) 本日は、お忙しいところありがとうございました。本日いただいた御意見、御指摘、御感想については、裁判員裁判に関わる全ての関係者が、それぞれの立場で考え、これからの裁判員裁判の運用に活かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。